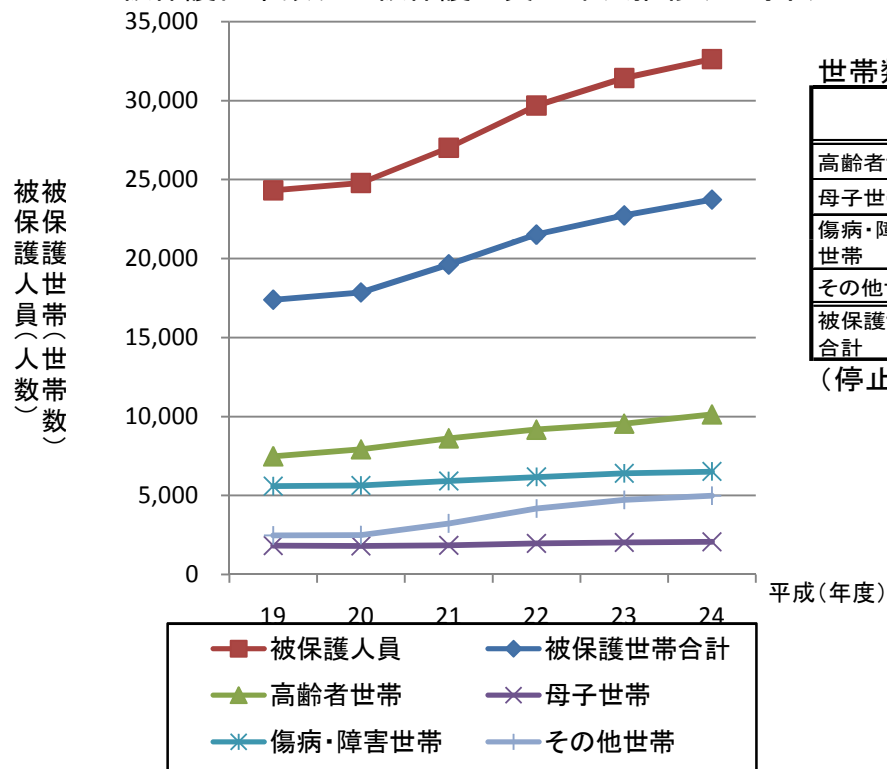


生活保護・自立支援対策の取組みについて

1 最近の生活保護の動向等

- ・ 全国の生活保護被保護人員については、平成7年度の約88万人を底に、その後増加傾向に転じ、平成25年1月には約215万人となり、過去最多を更新している。
- ・ 世帯類型別の構成割合で見ると、「高齢者世帯」(65歳以上の者のみで構成される世帯、又はこれに加えて18歳未満の世帯員が加わっている世帯)が4割以上を占めているが、近年、稼働年齢層(18～64歳)である「その他世帯」が急増している。
- ・ 川崎市の被保護世帯数及び人員は、平成25年3月には被保護世帯が23,808世帯、被保護人員が32,720人となっているが、その伸びは低下傾向にある。
- ・ そのうち「高齢者世帯」が10,532世帯(44.3%)であり、「その他世帯」が4,907世帯(20.6%)となっている。「高齢者世帯」は、引き続き伸びているが、「その他世帯」は、増加率が大幅に低下している。
- ・ こうした中で、被保護者の早期自立を推進するため、効果的な支援メニューが求められている。

被保護世帯数及び被保護人員の年次推移(川崎市)



世帯類型別の被保護世帯数の前年度比較

	平成23年度 (年度平均)	平成24年度 (年度平均)	増減	増減率
高齢者世帯	9,544	10,097	553	5.8%
母子世帯	2,033	2,029	-4	-0.20%
傷病・障害世帯	6,399	6,439	40	0.60%
その他世帯	4,718	4,948	230	4.90%
被保護世帯合計	22,694	23,513	819	3.60%

(停止を除く)

2 これまでの経過

- 平成21年10月 住宅手当緊急特別措置事業(住宅支援給付)の開始
- 平成23年11月 全市をあげて取り組むため、「川崎市生活保護自立支援対策会議」を設置し、方針の策定に向けて検討に着手
- 平成24年10月 学習支援事業を開始
- 11月 総合就職サポート事業を開始
- 平成25年 2月 「川崎市生活保護・自立支援対策方針」を策定
- 4月 幸区役所及び宮前区役所にハローワーク窓口を開設
アイエスエフネットグループと就労困難者支援に関する包括協定を締結

3 「川崎市生活保護・自立支援対策方針」の概要

(1) 対象 生活保護受給世帯及び生活困窮者

生活困窮者……失業等により経済的困窮や社会的孤立の状況に陥り、生活の維持が困難になった者

(2) 対象期間 平成25～28年度

(3) 構成

6つの基本目標

- 1 生活保護受給者、生活困窮者の「あきらめ感」を払拭し、自立を促す。
- 2 雇用の創出と就労先の拡大を図る。
- 3 世代間の「貧困の連鎖」を断ち切る。
- 4 居住などの生活基盤の確保・安定を図る。
- 5 制度の公平・適正な運用により、市民の信頼を取り戻す。
- 6 福祉現場の「自信」と「誇り」を再生し、新たな協働体制を構築する。

基本施策 I～VI

I 雇用創出・就労支援

- ・ 総合就職サポート事業
- ・ ハローワーク窓口の開設
- ・ アイエスエフネットグループとの就労困難者支援に関する包括協定締結

II 「貧困の連鎖」対策

- ・ 学習支援事業

III 世帯状況に応じた支援

- ・ 包括的な相談支援体制の構築

IV 居住支援

- ・ 住宅手当緊急特別措置事業
- ・ 居住支援相談機能の強化

V 健康づくり支援

- ・ 健康相談支援事業の展開

VI 適正実施及び執行体制の確立

平成24・25年度の実施事業

生活保護・自立支援対策の取組みについて

I 雇用創出・就労支援

1 総合就職サポート事業

(1) 事業概要

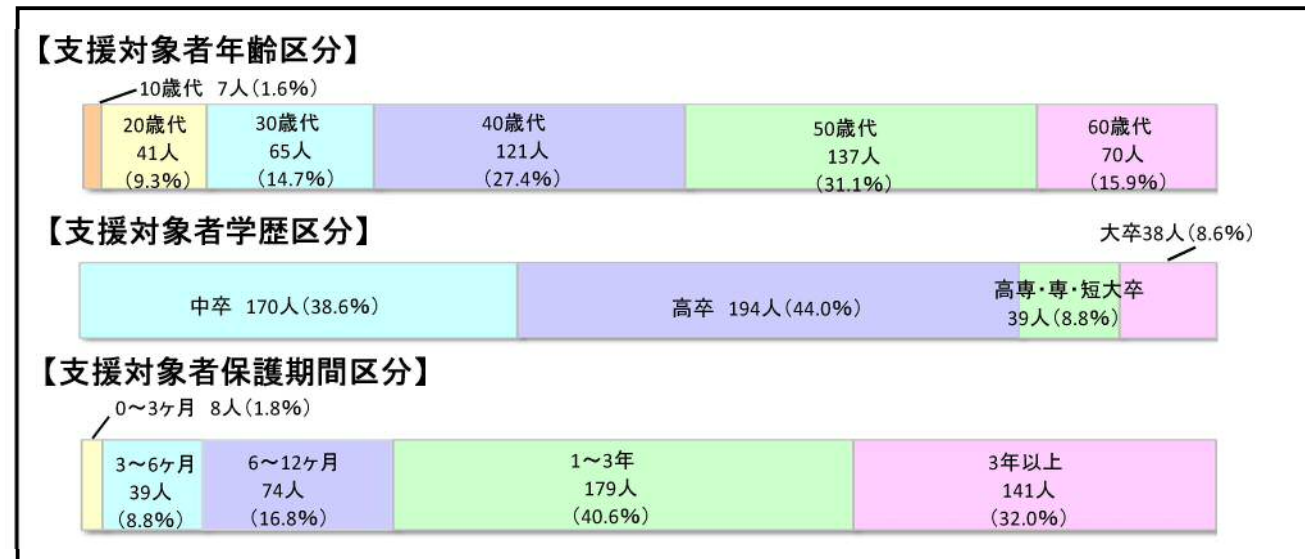
生活保護受給者の就労を促進し、経済的・社会的自立を促すため、福祉事務所と連携し、受給者向けの求人開拓や、職業の斡旋、採用試験に向けた教育を行う(求人開拓事業)。また、就労意欲の減退が見られる生活保護受給者に対しては、カウンセリング、職業訓練等を通じ、就労意欲の喚起を行う(意欲喚起事業)。平成25年度も継続して事業を実施している。

- 委託先 : 株式会社パソナ
- 契約金額 : 6,000万円
- 事業期間 : 平成24年11月から平成25年3月まで

(2) 支援対象者 441名

福祉事務所において就労アセスメント会議を通じて生活保護受給者の中から能力・条件等を見極め、対象者を選考した。

支援対象者(441名)の区分ごとの構成比



(3) 事業実績 就職決定者 207名(就職決定率46.9%)

保護期間が短い方が就職決定率が高い傾向にある。

就職決定者の雇用形態では、パート・アルバイトが73.4%で最も多く、正社員は、7.2%であった。

①年齢区別の就職決定率

	支援対象数	就職決定数	就職決定率
10歳代	7名	6名	85.7%
20歳代	41名	20名	48.8%
30歳代	65名	30名	46.2%
40歳代	121名	48名	39.7%
50歳代	137名	74名	54.0%
60歳代	70名	29名	41.4%
合計	441名	207名	46.9%

②学歴区別の就職決定率

学歴	支援対象数	就職決定数	就職決定率
中卒	170名	84名	49.4%
高卒	194名	94名	48.5%
高専・専・短大卒	39名	16名	41.0%
大卒	38名	13名	34.2%
合計	441名	207名	46.9%

③保護期間区別の就職決定率

保護期間	支援対象数	就職決定数	就職決定率
0~3ヶ月	8名	3名	37.5%
3~6ヶ月	39名	21名	53.8%
6~12ヶ月	74名	39名	52.7%
1~3年	179名	77名	43.0%
3年以上	141名	67名	47.5%
合計	441名	207名	46.9%

④雇用形態区別の構成比

雇用形態	人数	構成比
パート・アルバイト	152名	73.4%
契約社員	24名	11.6%
正社員	15名	7.2%
派遣社員	8名	3.9%
日雇い	3名	1.5%
その他(請負等)	5名	2.4%
合計	207名	100%

⑤給与区別の構成比

給与	人数	構成比
850円~899円	62名	30.0%
900円~999円	60名	29.0%
1,000円~1,099円	42名	20.3%
1,100円~1,199円	12名	5.8%
1,200円~1,299円	6名	2.9%
1,300円以上	14名	6.8%
出来高払い・不明	11名	5.3%
合計	207名	100%

※給与の金額は、時給換算による

⑥職種区別の構成比

職種	人数	構成比
運搬・清掃・包装等の職業	79名	38.1%
サービスの職業	30名	14.5%
生産工程の職業	27名	13.0%
保安の職業	18名	8.7%
事務的職業	14名	6.8%
販売の職業	14名	6.8%
建設・採掘の職業	11名	5.3%
専門的技術的職業	7名	3.4%
輸送・機械運転の職業	7名	3.4%
合計	207名	100%

(4) 求人開拓事業 獲得求人数 1,546人分

ハローワークで公開されていない求人情報をパソナが新規に開拓し、支援対象者にあつせんした。就職決定者207名のうち、136名(65.7%)は、この求人開拓により就職が決定した。就職決定後も、定着支援のため、カウンセリングなどを実施した。

生活保護・自立支援対策の取組みについて

I 雇用創出・就労支援

(5) 意欲喚起事業 441名のうち、74名が参加(うち41名(55.4%)が就職)
 長期間、就労していないことによる自信の喪失や就労意欲の減退が見られる支援対象者に対しては、次のようなカリキュラムによる研修を実施し、意欲喚起を行った。

【カリキュラム例(2週間)】

	月	火	水	木	金	
1週目	午前	オリエンテーション	生活習慣・健康管理	グループワーク	自己PR・志望動機	求人開拓員とのQ&A
	午後	目標設定	基本マナー・働く意義	インターネット求人検索	面接トレーニング1	応募書類作成1
2週目	午前	体験談に学ぶ	グループワーク	ストレスマネジメント	面接トレーニング2	研修振り返り
	午後	応募書類作成2	応募書類作成3	就職活動1	就職活動2	就職活動・修了式

【意欲喚起事業の参加者、就労決定者など】

	参加者	就労決定者	実施期間
第1期	21	13	平成24年11月19日～平成24年11月30日(2週間)
第2期	17	13	平成24年12月17日～平成24年12月28日(2週間)
第3期	20	6	平成25年1月28日～平成25年2月8日(2週間)
第4期	16	9	平成25年2月18日～平成25年3月15日(4週間)

(6) 総合就職サポート事業による成果
 就労による収入増により、自立が認められたため、17名が生活保護から脱却した。

【17名の内訳】

年齢区分	人数	学歴区分	人数	保護期間区分	人数
20歳代	2	中卒	4	0～3ヶ月	1
30歳代	1	高卒	11	3～6ヶ月	2
40歳代	4	高専・専門	1	6～12ヶ月	5
50歳代	8	短大卒	1	1～3年	7
60歳代	2	大卒	1	3年以上	2
合計	17	合計	17	合計	17

(7) 成功体験事例集の発行
 生活保護受給者への勇気づけ等のために、就労して自立に結び付いた事例集を作成した。意欲喚起事業のテキストとしても使用されている。

- 発行部数： 1,500部(平成25年3月発行)
- 内容： 第1部 成功体験インタビュー
 30代2名(うち1名女性)、40代1名、50代1名、60代1名
 第2部 支援者座談会
 ケースワーカー2名、就労支援員1名、自立支援室職員1名
- 配布場所： 区役所・支所にて配布
 (市ホームページにも掲載)



2 ハローワーク窓口の開設

幸区役所及び宮前区役所にそれぞれハローワークの求人紹介端末を設置した。ハローワークの職員が2名常駐し、きめ細やかな対応を行うことで、就労・自立に向けた支援を行う。

- 事業開始 平成25年4月



幸区役所窓口



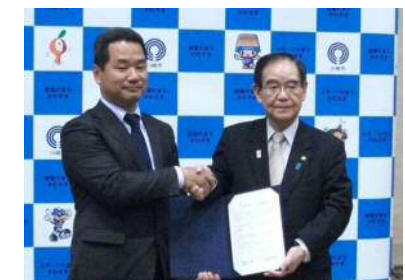
宮前区役所窓口

4月の実績
 幸区役所 5名就職
 宮前区役所 5名就職

3 アイエスエフネットグループとの就労困難者支援に関する包括協定の締結

(1) アイエスエフネットグループの概要
 アイエスエフネットグループは、IT企業の株式会社アイエスエフネットを中心に、アイエスエフネットハーモニー(特例子会社)、アイエスエフネットライフ(就労継続支援A型事業所)など、事業形態に応じた複数社によるグループ企業。障害者、シングルマザー、引きこもり等の就労困難者の雇用確保を掲げ、幅広く事業展開している。グループの中核である株式会社アイエスエフネットは、コンピューターネットワークに関するコンサルティング、導入・構築サポート、運用管理支援などのインフラ系アウトソーシングサービスを手がけている。
 平成25年1月には、川崎市的生活保護受給者の中から試行的に採用し、現在も9名が就労を継続中(うち4名は正社員)である。

- 株式会社アイエスエフネット
- 設立:平成12年1月12日
 - 代表者:代表取締役 渡邊幸義
 - 従業員:約1,700人(グループ全体で約2,500人)
 - 資本金:約2億円
 - 本社:東京都港区赤坂



- (2) 協定締結日 平成25年4月30日

- (3) 協定内容 ※詳細は5ページ右に掲載
 - 就労困難者の雇用について、アイエスエフネットグループは、自らの事業活動に基づき100名の雇用創出を行い、本市は人材の紹介を行う。
 - 両者は、就労困難者が継続的に就労するため必要な教育・研修を行い、新しい就労の仕組みを構築し実施する。
 - 両者は、就労困難者支援に関する取組について研究・検討を進める。

- (4) 今後の取組み
 6月以降、毎月説明会を実施予定

生活保護・自立支援対策の取組みについて

Ⅱ 「貧困の連鎖」対策

学習支援事業

(1) 事業概要

学習環境に問題がある生活保護受給世帯の中学3年生を対象に、高校進学を目指して、個別学習指導を行う。

(2) 事業内容

- 対象：生活保護世帯の中学3年生
- 内容：個別学習指導
- 実施時間：週2回(火・木) 18:00～20:00
- 実施体制：委託先より、各会場にコーディネーター1名及び教育サポーター数名を配置

(3) 平成24年度の取組み

- 実施場所：川崎区内の公共施設2カ所
- 委託先：NPO法人教育活動総合サポートセンター
- 事業期間：平成24年10月から平成25年3月まで
- 契約金額：800万円
- 参加状況：31名が参加(川崎区内の生活保護世帯の中学3年生は90名)
- 進学状況：31名全員が進学

全日制・定時制等高校合格者数

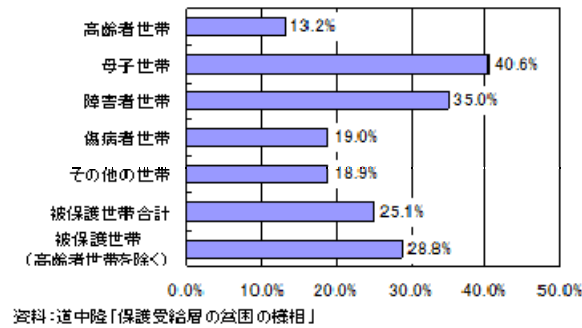
	学習支援事業		(参考)市内	
	人数	構成比	人数	構成比
全日制	16	51.6%	8,052	89.6%
定時制	14	45.2%	479	5.3%
通信制	1	3.2%	281	3.1%
高等専門学校等	0	0.0%	165	2.0%
合計	31	100.0%	8,977	100.0%

※市内の高校合格者の人数、構成比は平成23年度のもの

(4) 平成25年度の取組み

- 実施場所：川崎区内の公共施設2カ所、幸区内の公共施設1カ所
- 委託先：NPO法人教育活動総合サポートセンター、社会福祉法人青丘社
- 事業期間：平成25年4月から平成26年3月まで
- 契約金額：2,400万円
- 参加状況：川崎区 21名、幸区 11名(4月30日現在)
- その他：中部地域に、1箇所開設を準備中。

生活保護の世代間継承率



Ⅲ 世帯状況に応じた支援

包括的な相談支援体制の確立

(1) 検討状況

- 経済的困窮や社会的孤立の状況に陥り、生活の維持が困難になった者(生活困窮者)は、失業問題を中心に複合的な課題が輻輳し、早期自立を阻害している状況が見られる。
- 「川崎市生活保護・自立支援対策方針」の中で、「包括的な相談支援体制の構築」を位置付け、平成25年度は相談窓口の設置に向けた取組に着手している。
- こうした中で、生活保護に至る前の段階で、包括的な相談支援を行い、関係機関や専門家等と連携しながら、寄り添い型(伴走型)の支援が有効であると考えられている。

(2) 国の動向

- 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、自立・就労支援等の体制を構築し、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的に、平成25年度予算において「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を計上している。
- 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法案」を今国会に提出予定。

(3) 今後の取組み

- 国のモデル事業の募集にあわせて、補助申請を行い、生活困窮者に対する総合的な相談窓口の設置に向け、準備を進める予定である。

【生活困窮者に対する総合的な相談と支援のイメージ】



生活保護・自立支援対策の取組みについて

IV 居住支援

1 住宅手当緊急特別措置事業

- (1) 目的 離職者で就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失しているか、又は喪失するおそれのある者に対して、単身者は53,700円、複数世帯は69,800円を上限に、原則、6か月間住宅手当(家賃助成)を支給するとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。
- (2) 窓口 川崎市南部住宅手当相談センター(川崎区東田町)
川崎市中部住宅手当相談センター(中原区今井上町)

(3) 支給実績

	相談件数	申請件数	支給決定件数
平成21年度	731	227	160
平成22年度	1,130	583	546
平成23年度	693	327	299
平成24年度	575	209	186
合計	3,129	1,346	1,191

2 居住支援相談機能の強化

○包括的な相談支援体制の機能の一つとして、居住支援相談機能の強化を図るため、不動産関係団体等と連携し、安定した居住を確保するためのしくみを検討する。

(3) 対象者 322名(平成25年3月下旬調査)

- ・健康面に不安を抱えていたり、生活面での改善が必要な世帯
- ・医療扶助の適正化(頻回受診、重複受診、後発医薬品使用など)に該当する世帯

(4) 内容

健康管理支援員が各家庭を訪問して、健康状態や医療機関への受診状況などのヒアリングを行い、健康管理の相談支援を行うとともに、医療機関への受診指導や生活指導を行う。

参考

V 健康づくり支援

健康相談支援事業の展開

- (1) 目的 生活保護費の中でも4割以上を占める医療扶助費は、毎年高い伸びを示している状況が続いており、大きな課題になっている。一方で、生活保護受給世帯の中には、適切な医療を受けず、健康面に不安や問題を抱えている世帯が少なくない。そこで、健康管理支援員を配置することにより、健康面での不安解消や健康増進を図るとともに、医療扶助の適正化を推進し、医療費の削減につなげる。

健康状態のアンケート結果

	良い	どちらかといえは良い	普通	どちらかといえは悪い	悪い
麻生・生保 (N=90)	7 7.8%	6 6.7%	32 35.6%	21 23.3%	22 24.4%
全国一般 (N=3197)	930 29.1%	726 22.7%	994 31.1%	448 14.0%	74 2.3%

- (2) 配置体制 平成25年4月から健康管理支援員を配置
本庁……保健師1名 福祉事務所……保健師8名、看護師2名

川崎市とアイエスエフネットグループとの 就労困難者支援に関する包括連携協定書

川崎市と株式会社アイエスエフネット及びそのグループ会社は、生活保護受給者をはじめ生活困窮者や障がい者など、就労にさまざまな問題を抱える者(以下「就労困難者」という。)が自立できるように、協力し、連携して取り組むとともに、その成果やしくみ等を全国に発信することを目的に、以下のとおり協定を締結する。

- 1 就労困難者の雇用の創出と教育
アイエスエフネットグループは、自らの事業活動に基づき、新たな雇用創出を行い、川崎市は対象となる人材の紹介を行う。
- 2 就労に向けたトレーニング
両者は、就労困難者が継続的に就労するため必要な教育・研修を行い、新しい就労のしくみを構築し実施する。
- 3 就労困難者支援に関する研究・検討
両者は、上記のほか、就労困難者支援に関する取組みについて研究・検討を進め、実現に向けて努力する。
- 4 今後、具体的細目について、両者で協議して定める。

川崎市長

阿部孝夫

株式会社アイエスエフネット代表取締役

渡邊年義

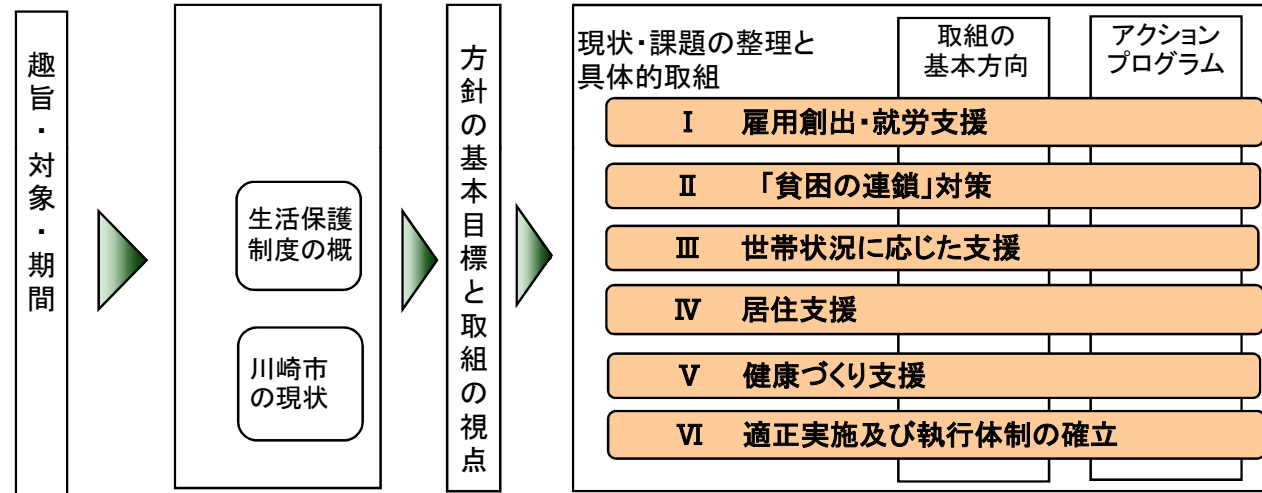
2013年4月30日

川崎市生活保護・自立支援対策方針の概要

1 方針策定の趣旨等

- (1) 方針策定の趣旨
- 環境変化(国の動向・景気等)への機動的な対応
 - 関連計画との整合
 - 本市の特徴と強みを生かした「川崎らしい方針」

(2) 方針の構成

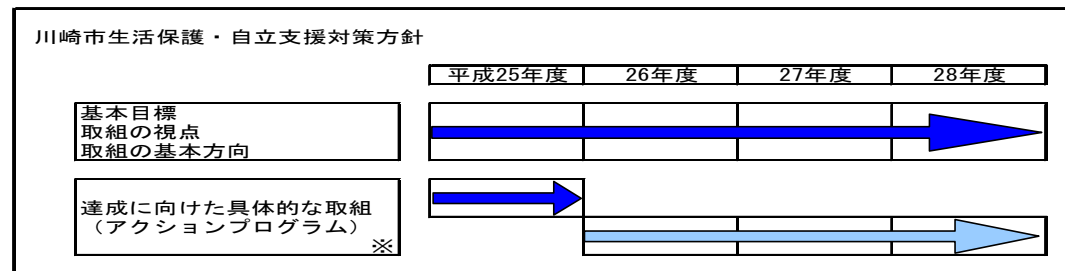


(3) 方針の対象

- 生活保護受給世帯
 - 生活困窮者
- ※ 生活困窮者とは・・・高齢や傷病、ひとり親、失業等により経済的困窮や社会的孤立の状況に陥り、生活の維持が困難になった者

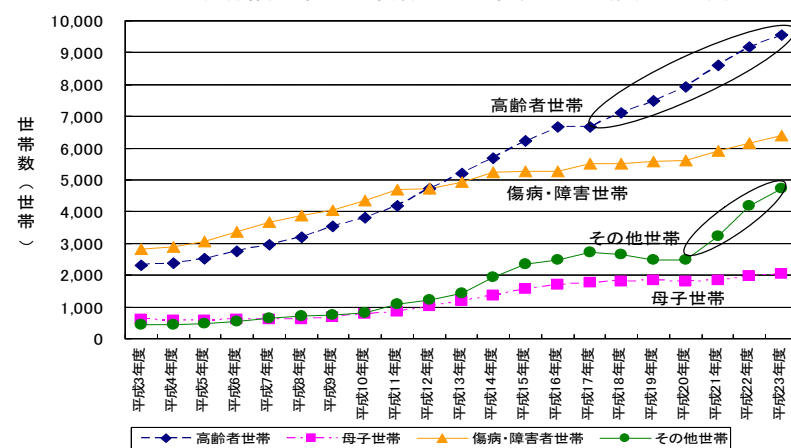
(4) 方針の対象期間 平成25～28年度

※ ただし、具体的な取組を定めるアクションプログラムは、平成25年度は当初予算と整合、平成26年度以降は、次期実行計画策定時に財源等との整合を図る。



2 川崎市における生活保護受給の現状等

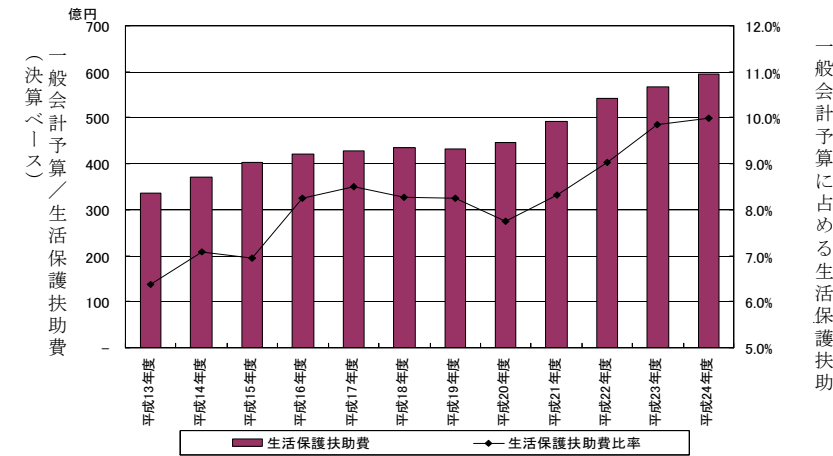
被保護世帯の世帯類型別世帯数の年次推移(川崎市)



資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

- 生活保護受給世帯数
⇒平成20年のリーマンショック以降、急激に増加
※平成20年度 17,858世帯
※平成23年度 23,149世帯(+30%)
- 世帯類型別
 - ・急増
「高齢者世帯」
「その他世帯」
※平成20年度 2,492世帯
※平成23年度 4,718世帯(+89%)
 - ・微増
「傷病・障害者世帯」

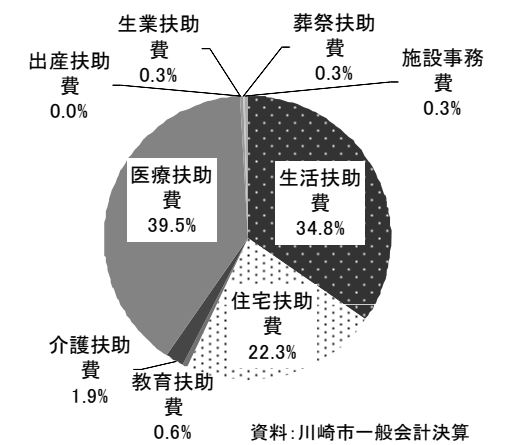
生活保護扶助費決算額の年次推移(川崎市)



資料:川崎市一般会計決算 ※平成24年度は当初予算

- 生活保護扶助費
⇒平成24年度当初予算では595億円(一般会計の約10%)
※平成13年度 から、70%以上増加

平成23年度の生活保護扶助費の構成比(川崎市)



資料:川崎市一般会計決算

- 生活保護扶助費の構成
⇒医療扶助費が全体の約40%
※医療扶助費のうちおよそ70%が

3 方針の基本目標と取組の視点

【基本目標】

- 生活保護受給者、生活困窮者の「あきらめ感」を払拭し、自立を促す。
本市の特徴や強みである、企業の集積やNPOの活動などを活用するとともに、本人の意欲を喚起しながら、能力に合わせた新たな雇用を開拓するなど、就職活動を積極的に支援し、自立を促す。
- 雇用の創出と就労先の拡大を図る。
求職者の能力・条件等に合う、就労機会を開拓・創出し、就労先の拡大を図り、社会参加を促す。
- 世代間の「貧困の連鎖」を断ち切る。
生活保護受給世帯の世帯主は、過去(子どもの頃)にも生活保護受給世帯の一員であった者が少なくないことから、その防止に向けた取組を行う。
- 居住などの生活基盤の確保・安定を図る。
高齢単身世帯、企業の寮などに入居する期間労働者など、居住の確保等に一定の配慮が必要な者への対策を推進する。
- 制度の公平・適正な運用により、市民の信頼を取り戻す。
濫給、漏給、不正受給の防止を図り、公平かつ適正な運用を図る。
- 福祉現場の「自信」と「誇り」を再生し、新たな協働体制を構築する。

【取組の視点】

- ア 生活保護受給者、生活困窮者の能力・資質を最大限活用した主体的な自立への支援
- イ 関連施策の活用による自立支援
- ウ 早期対応による早期脱却
- エ 市内企業、NPO、社会福祉法人、大学、専門家等、本市に集積する関係者との協働
- オ 制度改正、時代状況等の変化に機動的に対応し、持続可能な仕組みを構築

川崎市生活保護・自立支援対策方針の概要

4 自立に向けての基盤づくり

I 雇用創出・就労支援

(1) 課題

- 生活保護受給者・生活困窮者の能力・条件等に見合った就労支援の不足
- 求職活動の長期化、生活保護制度への長期依存傾向による就労意欲の減退
- 労働市場のニーズと生活保護受給者・生活困窮者の希望職種の不マッチ
- 一定の配慮が必要な求職者に対する、働く場の不足
- 障害者の法定雇用率の引き上げ(H25年4月、1.8%→2.0%)

(2) 取組の基本方向

- I-1 求職者の能力・意欲・条件等の見極め(スクリーニング)**
 - 就労アセスメント会議等の実施と、その結果に即した支援方針の策定
- I-2 就労意欲の喚起**
 - 就労意欲が低い者に対する、一定期間の雇用による職業訓練カリキュラムの実施(意欲喚起事業)
- I-3 求職と求人のマッチング**
 - ハローワークとの連携による「福祉から就労事業」の推進
 - 求職者の能力・条件等に沿った求人の開拓及び労働市場のニーズを考慮した求職と求人のマッチング(求人開拓事業)
 - 関連制度を活用した介護人材の育成と、市内介護事業所への人材供給
- I-4 雇用の創出**
 - 一定の配慮が必要な求職者に対する市内企業による雇用創出及び市外企業の誘致
 - 一定の配慮が必要な求職者の支援策を検討・実施する仕組みの検討
 - 一般就労に至る前段の対象者への、社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」の場の確保と活用
- I-5 障害者雇用の推進**

(3) 主なアクションプログラム

I-1 求職者の能力・意欲・条件等の見極め

- 就労アセスメント会議等による見極め

I-2 就労意欲の喚起

I-3 求職と求人のマッチング

- 意欲喚起事業
- 求人開拓事業

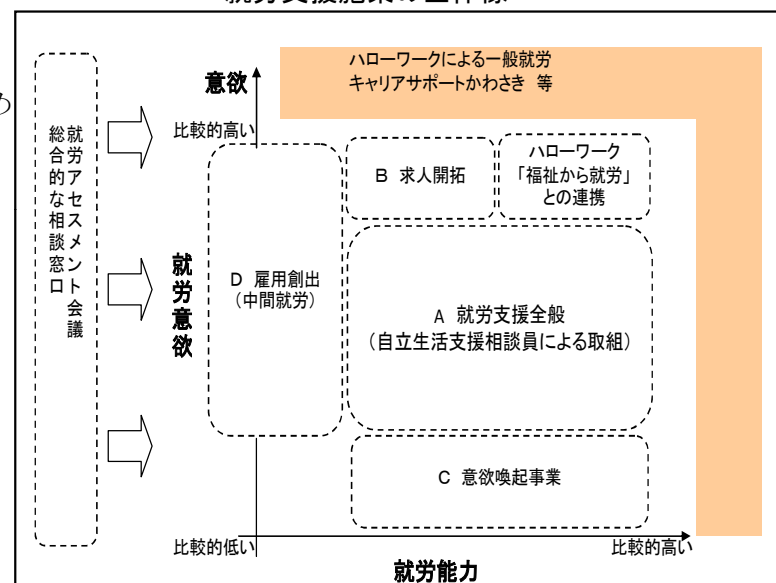
総合就職サポート事業(H24年度後半～)

- ハローワークと福祉事務所機能の一体化

I-4 雇用の創出

- 一定の配慮が必要な求職者の支援策を検討・実施する仕組み
- 市内外事業者による雇用創出
- 協力事業者に対する表彰・認定制度等の創設

就労支援施策の全体像



I-5 障害者雇用の推進

- 稼働能力のある障害者に対する就労支援

II 「貧困の連鎖」対策

(1) 課題

- 生活保護受給世帯の世帯主は、過去の出身世帯においても生活保護を受給していたという「貧困の連鎖」
- 生活保護受給世帯の子どもは、一般世帯と比較して高等学校進学率が低い
- 中学校においては不登校生徒が、また、高等学校においては中途退学する生徒が多数存在

(2) 取組の基本方向

II-1 学習支援

- 高等学校進学を支援することで、就職で不利な状況に陥るリスクを減らし将来の経済的自立を促進

II-2 高等学校卒業支援

- 生活保護受給世帯等の高校生を対象とした、中途退学防止及び卒業支援の実施

II-3 子どもの居場所づくり

- 学校に適応しない、生活保護受給世帯等の児童生徒を対象とした居場所づくり及び学習支援事業との

(3) 主なアクションプログラム

II-1 学習支援

- 学習支援事業
 - H24年度は川崎区内2か所で実施
 - H25年度は4か所に展開予定

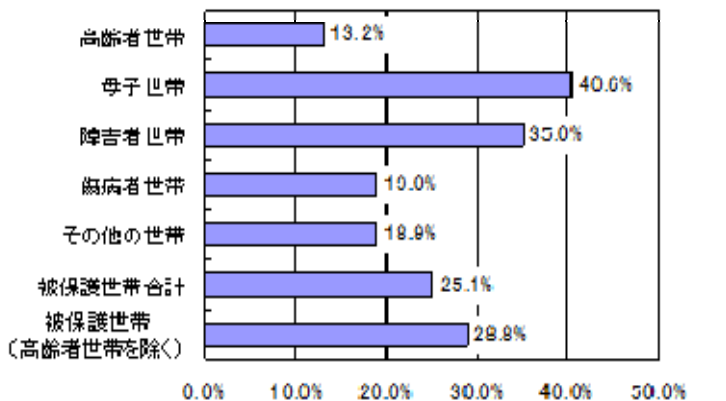
II-2 高等学校卒業支援

- 支援員の設置等による高校卒業支援

II-3 子どもの居場所づくり

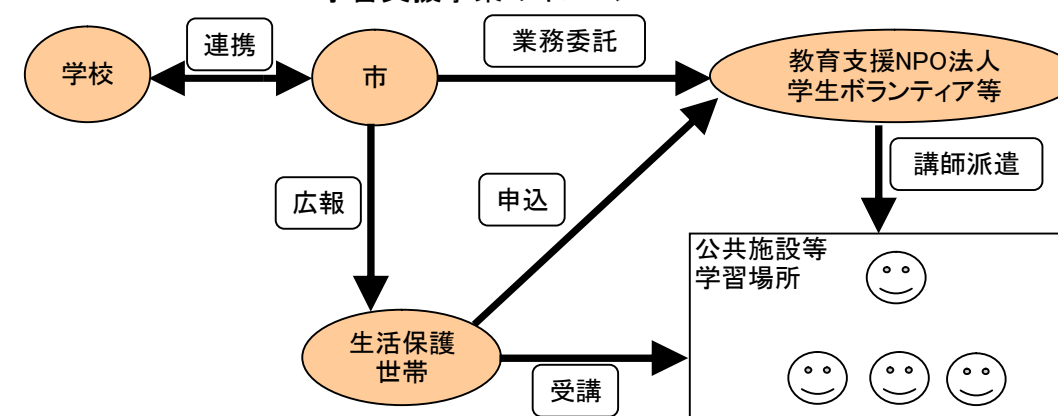
- 学校に適応しない、生活保護受給世帯の児童生徒を対象とした居場所づくり

生活保護の世代間継承率



資料:道中陸「保護受給層の貧困の構相」

学習支援事業のイメージ



川崎市生活保護・自立支援対策方針の概要

Ⅲ 世帯状況に応じた支援

(1) 課題

- 生活保護受給世帯(特に高齢者、障害者)の単身世帯の割合が非常に高く、家族等との繋がりや支援が希薄
- 障害者手帳の取得に至らない、発達障害者等に対する支援
- 母子世帯における低い収入額及び相談相手の不在
- 失業を中心とした、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する、相談・支援体制の構築

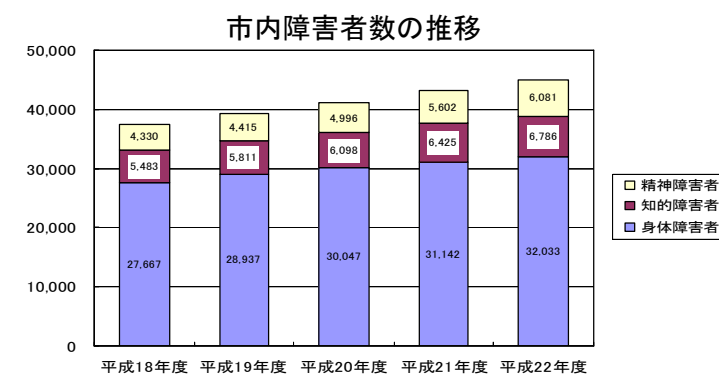
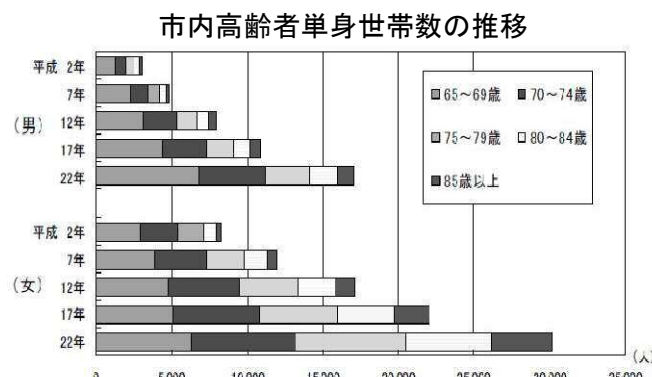
(2) 取組の基本方向

- Ⅲ-1 高齢者・障害者・母子世帯等の状況に応じた支援の実施**
- 高齢者、障害者、母子、それぞれの計画によって位置づけられた各種施策・制度等の有効活用による効果的な支援の展開
- Ⅲ-2 総合的な支援体制の構築**
- 失業を中心とした、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する、ワンストップ、伴走型の総合相談窓口の設置

(3) 主なアクションプログラム

Ⅲ-1 高齢者・障害者・母子世帯等の状況に応じた支援の実施

- 高齢者、障害者、母子等の各計画に位置づけられた施策、制度等との連携、効果的活用



資料：平成22年度国勢調査

Ⅲ-2 総合的な支援体制の構築

- 失業を中心として、衣食住、疾病、メンタル、家族、教育、債務等の複合的な課題を持つ者に対する、ワンストップ、伴走型の相談窓口の設置

【4本柱】
 ○就労支援 ○「貧困の連鎖」対策

パーソナルサポートサービスの相談状況 (全国)

	仕事関係 (失業)	生活関係 (衣食住)	健康 (疾患)	メンタル (うつ・発達障害)	家族・地域 (DV・虐待)	教育 (いじめ・不登校)	法律経済 (多重債務)	その他	合計
相談者数(人)	5,088								
相談件数(件)	4,282	2,111	900	1,546	1,082	338	1,026	776	12,061
保有率	84%	41%	18%	30%	21%	7%	20%	15%	237%
1人あたりの課題数(件)	12,061件 ÷ 5,088人 = 2.37件								

Ⅳ 居住支援

(1) 課題

- 民間借家に住む高齢者、障害者等の住宅の確保、居住の安定
- 企業の社員寮等に住む非正規労働者の居住の安定
- 緊急一時宿泊機能の整備

(2) 取組の基本方向

- Ⅳ-1 居住の安定確保に向けた支援**
- 居住支援相談機能による、失業者に対する住宅手当や総合支援資金貸付制度の手続き支援
 - 不動産関係団体の協力・連携と居住支援制度の活用
 - 市営住宅等、収入に応じた入居者負担家賃の設定がなされた住宅の活用
 - ホームレス自立支援センター、緊急一時宿泊施設の活用による、一時宿泊機能の推進

(3) 主なアクションプログラム

Ⅳ-1 居住の安定確保に向けた支援

- 居住支援相談機能の強化による、居所の確保、居住継続支援
 → Ⅲ-2 「総合相談窓口」の居住支援の柱の位置づけ

Ⅴ 健康づくり支援

(1) 課題

- 高齢者世帯の増加に伴う、医療扶助の増加
- 経済格差を背景とした健康格差の拡大

子どものいる全国一般世帯と麻生区生活保護受給世帯の、保護者の健康状況

	良い	どちらかといえは良い	普通	どちらかといえは悪い	悪い
麻生・生保 (N=90)	7	6	32	21	22
	7.8%	6.7%	35.6%	23.3%	24.4%
全国一般 (N=3197)	930	726	994	448	74
	29.1%	22.7%	31.1%	14.0%	2.3%

(2) 取組の基本方向

- Ⅴ-1 健康寿命延伸への取組**
- 「第2期かわさき健康づくり21」と連携し、健康寿命の延伸の取組を進める
- Ⅴ-2 地域活動参加促進といきがい創出**
- ボランティア活動など、地域における社会参加を促進するための、地域資源との繋がり強化
- Ⅴ-3 健康管理支援の取組**

(3) 主なアクションプログラム

- Ⅴ-1 健康寿命延伸への取組**
- 「第2期かわさき健康づくり21」との連携
- Ⅴ-2 地域活動参加促進といきがい創出**
- 地域活動への参加促進
- Ⅴ-3 健康管理支援の取組**
- 健康相談支援事業の展開
 → 健康管理支援員等の体制整備

川崎市生活保護・自立支援対策方針の概要

VI 適正実施及び執行体制の確立

(1) 課題

- 不正受給件数及び金額の増加
- 主に高齢者世帯における年金未受給(受給漏れ)
- 医療扶助費の節減に係る手法の確立
- 生活保護受給世帯の増加、問題の複雑化等に対応するための、執行体制の見直し

(2) 取組の基本方向

VI-1 不正受給対策・年金受給漏れ対策

- 不正受給防止マニュアルの整備による統一的手法による不正の防止
- 「生活保護不正受給等防止対策連絡会」の開催等による、警察との連携強化
- 老齢年金の継続調査、障害基礎年金の調査の強化

VI-2 医療扶助の適正化

- 頻回受診等のチェック体制の強化
- ジェネリック医薬品の普及啓発

VI-3 執行体制の確立

- 新たな事業展開等に即した執行体制の検討、実施

(3) 主なアクションプログラム

VI-1 不正受給対策・年金受給漏れ対策

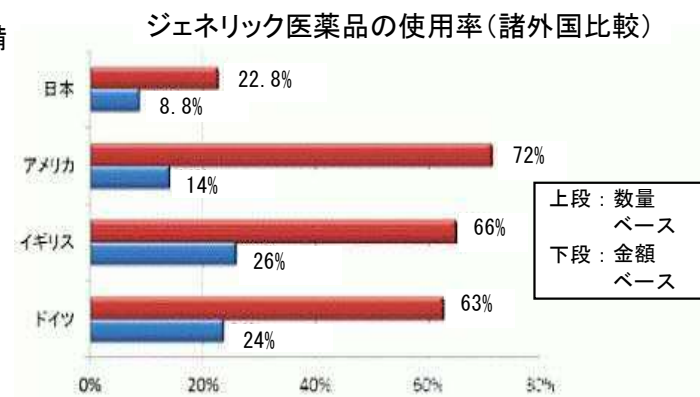
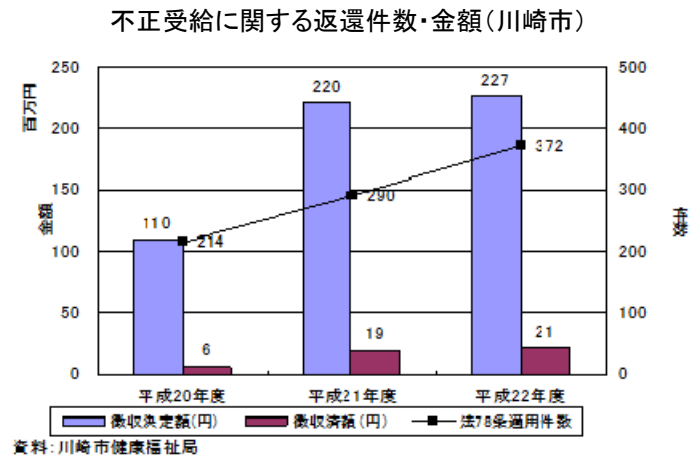
- 不正受給防止マニュアルの策定
- 連絡会等による警察との連携強化

VI-2 医療扶助の適正化

- 電子レセプトの活用による頻回受診等のチェック強化
- ジェネリック医薬品の普及啓発

VI-3 執行体制の確立

- 本庁・福祉事務所体制の見直し、体制整備
- 支援団体等の関係者との協働関係の構築による、生活保護受給世帯の支援環境整備



(注) 諸外国の数値については、出典及び定義に差異があるため、単純に比較はできない。

(出典) 日本: 厚生労働省 2011年9月薬価調査
アメリカ、イギリス、ドイツ: IMS Health, MIDAS, Market Segmentation, RX only, Dec MAT 2009

5 今後の推進体制

(1) 今後の推進体制

- ・ 「川崎市生活保護自立支援対策会議」
⇒ 本方針に基づく取組の総合的推進、平成26年度以降のアクションプログラムの展開等
- ・ 「生活保護実施体制検討委員会」
⇒ 福祉事務所への事業展開、適正実施等の推進

(2) 方針の実施状況等の点検

- ・ 「川崎市生活保護自立支援対策会議」(再掲)
⇒ 本方針に位置づけられた事業について、関連計画の進捗状況等を踏まえながら、進捗状況を点検・報告

(3) アクションプログラム等の見直し

- ・ 国の「(仮称)生活支援戦略」の動向
 - ・ 国による生活保護制度の見直しの動き
 - ・ 雇用情勢、経済状況等
- を踏まえながら、機動的な対応、展開を実施